

令和8年度 第3回京丹後市こども未来まちづくり審議会 会議録

1. 開催日時 令和8年8月31日（月）午前10時～午前11時50分
2. 開催場所 京丹後市役所峰山庁舎1号館2階 125会議室
3. 出席者
 - (1) こども未来まちづくり審議会委員
片西委員（会長）、味田委員（副会長）
岩渕委員、田中委員、中村委員、浜上委員、松井委員、山副委員、山本委員
※欠席1人（水口委員）
 - (2) こども未来まちづくり審議会事務局
こども部 蒲田部長
同 こども未来課 金木課長、吉岡課長補佐、北尻こども政策係長
同 子育て支援課 野村課長、高橋課長補佐
4. 内容 別紙（会議次第）のとおり
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 傍聴人 3人

<開会>

事務局： 皆様、おはようございます。
本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから令和8年度第3回京丹後市こども未来まちづくり審議会を開会させていただきます。
それでは開会にあたりまして、片西会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長： 皆さん、こんにちは。
本日は大変お忙しい中、また残暑の非常に厳しい中を本当にご苦労さまです。
前回の会議で「こどもまんなかのまちづくり条例」につきまして、必要性あるいは各条文の表現について慎重にご審議いただきました。そして具体的なご意見もたくさんいただいたところです。
本日は「条例」の素案について、修正案についての検討、それから京丹後市の「こども計画」について、条例の理念を具体的な施策につなげる事業なども含めて、検討いただく予定になっております。
本日を含めてあと1回で答申につなげていきたいと思いますので、本日の会が非常に重要なものとなると思います。皆さんの各現場での、ご意見これまでの知見を生かして慎重に、また率直なご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。
続きまして、蒲田こども部長がご挨拶を申し上げます。

部 長： 皆さんおはようございます。
本日はお忙しいところ、また残暑の中、今年度第3回目となります審議会にご出席いただき、ありがとうございます。
先ほど会長からもご挨拶いただきました通り、本日は、「こどもまんなかのまちづくり条例（案）」、そして「こども計画（案）」につきましてご審議いただきます。
こども計画につきましては、今年度第1回目の審議会におきまして、計画骨子をお示しさせていただきました。そしてその後、庁内の関係部署との協議を重ねながら、施策の内容や取組の方向性について修正作業を行い、本日改めて計画素案としてお示しするものです。
委員の皆様におかれましては、この条例と、そしてこども計画がしっかりと結びついているか、また、取組の方向性について、子どもや、子育て当事者の声が反映されているかといった視点も含めまして、それぞれのお立場から率直なご意見をいただければと思っております。
なお、10月初旬の答申を予定しております。限られた日程とはなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、皆様の資料にお付けしておりますチラシをご覧いただきたいと思います。この場をお借りしまして、遊び場事業についてご報告をさせていただきます。昨年度も、子どもの遊び場整備事業につきまして、皆様には大変熱心にご審議をいただいたところであります。

このチラシにあります通り、巡回型の遊び場「遊ばーDAY」が、9月からスタートいたします。現在9月開催分の申し込みを受け付けておりますが、裏面にもあります通り、来年3月まで、市内各町におきまして開催を予定しておりますので、またご覧いただけたらと思います。もし会場まで足を運んでいただけるようでありましたら、ぜひお声掛けをいただきたいと思います。

この取組を通じまして、次年度の遊び場整備の方向性につきましても検討を進めていきたいと考えておりますし、委員の皆様におかれましては、引き続きご意見を賜りますようお願いいたします。

それでは本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 本日の審議会委員の出欠状況ですけれども、本日は水口委員より欠席の連絡をいただいております。また、松井委員については15分遅れるということで、ご連絡いただいておりますのでご報告します。

本審議会ですが、公開対象の会議となっております。会議録作成事務軽減のため、録音機器を使用していきますので、ご発言の際はマイクを必ずご利用ください。

それでは、ここからは片西会長に議事進行をお願いいたします。

<議事>

会長： それでは議事を進めさせていただきます。

まず本日の議事録署名人ですけれども、浜上委員よりよろしくお願いいたします。

そうしましたら、まず一つ目の議案であります「京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例（素案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （1）より「京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例（素案）」について、資料1をもとに、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会長： 前回の皆様のご意見をもとに修正された案が今示されましたけれども、まず条文に入る前の前文について何かご意見ご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

委員： 新しく付け加えられた文章の中で、これは感覚的な問題で問題ないのかもわかりませんが、私としてはちょっとどうかと思ったことを意見とさせていただきます。

いちばん最後の段落で、「そして、子どもたちがまんなかの社会は」という新たに付け加えられた部分ですけれども、その中で、後半の部分に「かけがえなく尊く大切にされる社会へと絆豊かにつながっています。」と、この「絆」というのが、前文の「かけがえなく尊く大切にされる社会へと豊かにつながっています」ということで、十分表現されるのではないか、あえてこの「絆」という文言を使われたのはどういうことかと思っております。

会長： 形容詞の重なった部分で、さらに「絆」という屋上に屋根を重ねたような感じですのでいかがでしょうか。この辺は何か意思が、趣旨があると。

事務局： この部分につきましては、お腹の赤ちゃん、子育て応援宣言ということですので、それを受けたものがどれだけ反映されてるかといった視点から見直したものですけれども、確かに先ほど委員おっしゃられたように、形容詞を少し重ね過ぎているかもしれないと改めて思いましたので、ここの表現については、もう少し検討させていただきたいと思います。

会長： 少しすっきりとですね。わかりました。

委員： 同じこの部分なんですけれども、「お腹の赤ちゃんとともに生きる社会でもあります」と具体的に書いてあるんですけれども、「お腹の赤ちゃんとともに

に」というと、今お腹にいる赤ちゃんという感じがするので、今から生まれてくる命というか、未来の子どもたちも含めてというか、そういう感じに大きくとらえて書いたほうがいいんじゃないかという気がしたんですけど、このところがすごく細かいなと。そんな感じがしました。

会 長： この部分についてもよろしいでしょうか。今の意見を踏まえてまた修正等も検討していくということで、はい。前文でいかがでしょうか。

委 員： 今、他の委員さんからもあったところなんですけど、ここに「子どもたちがまんなかの社会は、お腹の赤ちゃんと共に生きる社会でもあります」ということで、お腹の赤ちゃんが突然出てきている感じがして、もう少し子どもたち、もちろん妊娠期から30歳ぐらいまで切れ目なく子どもたちを見るという計画もそうになっていますし、もう少しさりげなく、この言葉が子どもの中にここも含まれているんですということがわかるような言い方ができると、よりスムーズな文になるかなと思いましたので、ご検討ください。

会 長： お腹の赤ちゃんも入っているのはもちろんのことなんですけど、そういうことをあえて言わなくてもということ。他はいかがでしょう。
それでしたら条文に入りたいと思います。条文で何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

委 員： 今回第4条の3項が削除されましたが、どちらかというと、前回私は、ここはすごく大切なところじゃないかなと思っておりました。
こども基本法第1条の目的の中にも、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として」という文言もありますので、あるいはここで言うところの子どもというのが本当に小さい子どもだけではないということも考えると、私はそんなにきつい言い方ではないと思いますし、条例や計画が逆の方向に引っ張られすぎないためにもこういうところは必要と思っているのと、先ほどの説明の中で、「ここからは削除しました」と言われたんですけども、じゃあどこに入っているのかということですね。見ると、前文の中に「他の人の権利やいのちも大切にすることを育み」と入ってますけども。「ここからは削除」ということはどこに入っているのかと、その辺りは思いました。

会 長： まず、後段の疑問点から。

事務局： 「ここからは」と申し上げた、先ほど言っていた通り前文の4段落目「子どもは、自分の権利が大切にされる経験を通じて、他の人の権利やいのちも大切にすることを育み」というところ。ここにあるのであえて表現としてこの条文の中に位置付けなくてもよいのではないかという思いもあって削除したんですけども、先ほどおっしゃっていただいたように、ここもすごく大切な部分で、他の自治体の条例には入っていたりいなかったりするので、そこは他の方の意見も聞いてみたいところではあります。

会 長： ここについて皆さんどうですか。3項について。
私もこの精神は非常に大事だと思うんです。自分の権利が大切にされることと同様に他の人の権利、だからこれは言わずもがなのことであると思うんですけども、もし削除するならば、この精神はどこかへ色濃く盛り込んでいかなければならないと思いますし、あえて外す必要もないのではないかと思います。

ほか、条文でいかがでしょうか。

それでは、前回、大変丁寧にくんでいただいて修正案も作っていただきましたので、さらに本日の論議も踏まえて、最後よりよいものにしていただきたいと思います。

続きましてはこども計画について、事務局からお願いいたします。

事務局： （2）より京丹後市こども計画（素案）について、資料2をもとに、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会 長： ありがとうございます。膨大な量について簡潔に説明していただきましたけども、質疑やご意見を全体からとなるとちょっと整理がしにくいと思いますので、1章と3章をひとくくり、4章がひとくくり、2章5章はもしあればということにしましょう。6章につきましても量が少ないですので、一緒にしましょうか。2・5・6章ということで、3つに分けていきたいと思いますので、まず1章と3章について何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

特に1・3はありませんか。また後で思いつかれたらで結構です。
お願いします。

委 員： 見させていただいた中で、11ページ「京丹後市の人口推移・推計」のところの黒丸の3つ目「10歳代の転出超過数に対して20歳代の転入超過数が占める割合を示す」のところの「2020年にかけては19.4%となっています」というところ、19.4%減少ということはわかるんですけど、上の2つの項目は「減少が続いています」とか「151人減少しています」となっているの、3項目目の「19.4%となっています」のところを、「19.4%減少となっています」とした方がわかりやすいと思ったんですけど、とらえ方はいかがでしょう。

会 長： ちょっと欄外ではありますが、そこについてどうでしょうか。

事務局： こちら若者回復率については第3期の計画にはなかったんですけども、今回こども計画にすることによって、若者とかも範囲に入ってくるということで、現状として記載しているものです。

考え方としては、2010年から2015年が27.1%の回復率で、それが2015年から2020年にかけては19.4%になっている、27.1%から19.4%に減少しているということですので、よりわかりやすくという観点から、説明文に補記をしてもよいかと考えております。

会 長： はい、わかりました。ありがとうございます。

委 員： それと、第3章の1、24ページです。第1回目を欠席したのでお聞きするんですけど、基本理念の「こどもをまんやかにみんなで育ち合うまち」の「まち」が意図的に小さい字で書いてあるんですけど、こどもをまんやかにみんなで育ち合うということは、とても大切な項目としての理念の一番だと思うんですけど、それを推進していくために、京丹後市としては、まちとして、市としてやっていくということであれば、この「まち」が小さいよりも大きい方、あんまり大きく書き過ぎて「まち」ばかりがインパクトが大きすぎるのもいけないんだけど、「まち」が小さいほうがいいのかないと疑問に思いまして、以前に検討されて終わっていることなのかわかりませんが、「まち」の文字がちょっと小さいなと。

会 長： 表記の仕方ですが、どうでしょうか。

事務局： 委員ご指摘の通りで、「こども」「まんやか」、また「みんなで育ち合う」のところが今回のポイントかなと思って少し大きくしてたんですけども、確かに「まち」も大きくてもいいと思いますので、「まち」も同じ大きさにしても問題ないかと。

会 長： 同じというよりも「まち」がさらに大きい方がいいと。

委 員： そんなに大きくはしなくてもいいですけど、ちょっと「まち」が遠慮気味になってるので、この「こどもをまんやかにみんなで育ち合う」ということを大切にしようと思うと、やはりまち全体でやっていくので、「まち」が小さいよりは、同じくらいがいいのかなと思って。

会 長： 「こどもまんやかなまちづくり」とか「子育て環境日本一」を、京丹後市

は随分前から標榜していたことですし、これは今更ということなんですけども、大変大事な文言ですのでその部分を大事にしながら、そういうまちであるということがよく伝わるような表記の仕方ということ。はい。
他はどうでしょうか。

委 員： もう一度整理をさせていただきたいんですが、第三期京丹後市子ども・子育て支援事業計画はすでにスタートしておりますし、その上に条例案を作り、京丹後市こども計画が作成されるということですが、そこに至るということはその若者というところの分野を広げたということの中で、要するに膨らませているという整理でよろしいでしょうか。

会 長： はい。これからこれに変わったと。もちろん中身も違ってきますので、その膨らんだ部分についての位置付けということなんですけども。

事務局： 支援事業計画とこども計画で大きく違うのが対象年齢です。
子ども・子育て支援事業計画については、18歳というのが明確に子ども・子育て支援法において定められています。
逆にこのこども計画につきましてはこども基本法に基づく計画です。こども基本法には明確な年齢の区分がありませんので、発達の過程に応じてということが記載されているんですけども、こども計画では、先ほど申し上げた通り30歳未満が主に対象になってくるということで、そこが明確に違うところです。

会 長： 改めてですけど、母体となる基本法が違うことで。支援計画を作ったときに皆さんおられましたか。皆メンバーは変わってませんね。はい。これについては皆さん理解していただいているという前提で話を進めていきたいと思えます。
はい。他はどうでしょう1・3章で。

委 員： 今、1章と3章ということで、全体の趣旨とか基本理念みたいなところについての意見ということだと思うんですが、1章の最初の4ページの「こどもまんなか社会とは」というところが青く書いてあるんですが、ここ、全部こども大綱よりの抜き出しかと思うんですが、ここで特に京丹後市としてのこどもまんなか社会とはこういうものですよというのが追加されててもいいんじゃないかと思えます。その他にも、国が定めなさいと言ったから作りますとか、国に言われてやらないといけないことをこれだけやりますというのではなくて、やはり京丹後市としてこういうふうにしたいというものがもっとあれば、審議会で意見を聞く意味もあるのかと思えます。
先ほど条例のところでも他の自治体にも入っていたりいなかったりもありましたが、特に他の自治体を気にすることはなくて、京丹後市独自のものがあってもいいと思えます。まずそれがあって、それを達成するためにどのような方策が必要なのかという方向で考えていく方が、せっかく審議会で皆さんのいろんな意見を伺ってますので、できそうなことを当てはめていくようなイメージになるのは、文言整理だけでよいのであれば、審議会で意見を聞く意味が薄れてしまうと思いますので、もう少し全体として、市としての方向性みたいなものが見えるといいなと。尖っててもいいのではと思います。

会 長： 根源に関わるようなご意見が出てきましたけど、京丹後市の独自性をもっと出したらということですが。他はいかがでしょうか。
それでは1・3章につきまして、また後で思い出されたらおっしゃってください。
メインであります第4章のところ、施策の展開と具体的な部分ですけど、4章について何かご意見ありましたらお願いします。

委 員： 今、独自性とか京丹後市らしさというご意見があったんですが、それはこれから論議するところ、基本目標のところ具体的に反映されるのかなと思うわけなんですけども。

先ほど説明をいただきましたが、第三期子ども・子育て支援事業計画からグレードアップさせるべき中身だと思うんですが、正直ちょっと、特段わくわくドキドキしないなと思っております。そこにいろんな要素を踏まえて計画にしたということです、そういうことは当然行政としての役割としてあるのかなと思いますが、ここの辺りに具体的な中身として反映されるということがたくさんあればよかったなと思います。ただそれは時間的な問題もあるし、様々な条件あるんだけど、1-4「子どもの遊び場・居場所づくり」という辺りについては膨らませていただいているというか、審議会の議論を踏まえて、具体的な中身として見えてきたなというか、わくわくドキドキに近いかなとは思いました。

残念ながら、居場所づくりというのが、拠点づくりということと繋がればもっとこのあたり京丹後らしさが発揮できるんじゃないかなと思っておりますが、そこは残念ながらそこですけども、「きょうたんごあそぼーDAY」みたいな具体的な施策もこれから行われようとしている中で、基本目標の1-4、このあたりについては随分前に進んでいくのではないかと、前向きに見える形かなと思っております。

その他については、すごく方向性はあるのですが、具体性という辺りは、若干感想として思いました。

会 長： 方向性なり理念だけでなしに具体的な事業が何ができるかということですし、例えば、今出た「きょうたんごあそぼーDAY」も明示されましたし、それから前回も出てましたけれども、「こどもまんなかウィーク」でしたかね、11月に。そういう具体的な中身のものを積み上げていくことが、京丹後市らしさに繋がっていくんじゃないかと思いますが、他はいかがでしょうか。

委 員： 子ども・子育て支援事業計画にプラスして、今回、新しい法律もできたりして、プラスされて計画の素案を作っていただいているんですけど、ぱっと見た見え方というの、やはり子供の意見をしっかり聞くんだということを出した分もあって、割とわかりやすい言葉で、ただ文章がずらっと書いてあるこれまでの計画に比べたら、例えば高校生とかにこんなあるよって見せた時にも、ちょっと読んでみようかなってというような形に作っていただいたかなと思って、そういう意味ではいいなと見せていただいております。

それから、ちょっと教えていただきたいと思うことが2点ほどあって、31ページの取組の柱の1ですけど、「遊び場と図書館との機能連携」というのはどんなイメージでおられるのか、図書館に遊ぶスペースを作るイメージなのか、今回「あそぼーDAY」をしていただくんですけど、そういう時に例えば図書館みたいな、本を読めるスペースも作って、親しむ場所を作るというイメージでおられるのか、両方なのかもしれませんが、図書館に行っても本当に今頃人が少なくてもう少し利用があればいいなと思って見ているのでそんなふうに思ったことが一つと、39ページ「児童虐待防止対策とヤングケアラー支援体制の強化」の2で、いろんな委員さんがおられてそういう取組をしておられますし、「主任児童委員による地域での相談・見守り活動を充実し」と書いてあって、それはとても大事なことで思っておりますが、私も主任児童委員を二期させていただいたんですけど、見守り活動を充実するというのをこの計画の中にここに位置付けて、担当課でもないですし、生活福祉課が担当してますし、そういう形で入れるのがいいのか、今行っている審議委員や民生児童委員による、見守り活動をより充実するために市としてはこういう方向に対策をとっていきますよとか、そういうことを少し入れていただいた方が、民生委員も児童委員も、民生委員協議会で独自に活動を計画してやっていく団体ですので、そういう形で入れていただいた方がよりスムーズなかなと思いましたので、意見とさせていただきます。

会 長： いかがでしょうかその辺りは。どんなイメージで思っておられますか。

事務局： まず1点目の31ページ「図書館との連携」の部分です。複合施設が都市拠点の話にあったという経過もあるんですけども、現在のところはこういった遊びと学びが繋がるような仕組み・体制がとれないかということで、例

えば出張図書のような形かわかりませんが、今後そういった、それぞれで考えるのではなくて一緒に遊びと学びが繋がっていくんだということが、遊びの効果でも指摘をされていることですので、その辺りは意識をしながら連携を進めていきたいと考えております。できることからやっていきたいと考えておりますし、もう1点のところ39ページ、主任児童委員さんや民生委員さんに直接充実をすると書いていますけれども、ここは改めて担当課と文言の調整・整理をしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。関連して、この計画を立てる段階では、この課だけでなしに横断的な、関係課とも連携して作っていくということでしたけれども、実際の事業をしていく部分では、例えば教育委員会と連携ということはありませんか。

事務局： もちろんこの計画を進捗させていくことについては関係課と連携をして、ここに書いてあるところがどう進んでいるのかということも確認をしながら、連携して進めていくことになりますので、策定段階、また検証の段階でも、担当課との連携も進めていきたいと思います。

会 長： 本当に幅広い事業になると思います。例えば、父親の育休とか、そういったこともありますね。先日、父親の育休取得が50%超えたということが出ていました。しかも今までは大企業だけが多かったようですが、5人から29人の企業でも30%だったかな、取るようになったというようなことが出てましたので、そうすると京丹後市でも、子育てしていく上において、父親の子育て参加ということになると育休のことも出てくると思いますし、そういったことをこども部だけでやってくことは厳しいと思うので、そういった課との連携なども必要になってくると思いますし、その辺りもぜひお願いしたいと思います。

他いかがでしょうか。

委 員： 先ほど会長もおっしゃいましたけれども、いろんな分野にわたって今京丹後市が取り組んでいること、そしてこれから充実させようとしていることがすごく具体的に書いてあって、すごいなと思って聞かせてもらいました。

その中で、遊び場がすごく求められているということで新しい事業もされて、来年度に向かって試行錯誤されていくということもおっしゃったんですけれども、若者にとってというあたりが難しいというか、図書館の新しい事業も通らなかったということでどうなるのかと市民の皆さん思っておられると思うんですけれども、そのところが、例えば43ページの「若者の学び・仕事・暮らしを支える」、その次の「結婚・妊娠・出産の希望を叶える」というあたりとも全部関連してくると思うんですけれども、中学生や高校生にとって魅力的な京丹後市ということを思っ一旦出ていってもまた、ふるさと回帰、定着に繋がる情報発信等と書いてあるんですけれども、京丹後市にいたる間に、いいまちだなと思って、また帰ってきたいまちにするにはどうしたらいいのかというあたりがいっぱい書いてありますし、考えていただいていると思うんですけれども、具体的に出てきたらいいなと思いました。

それで、副会長もおっしゃいましたけれども、京丹後市はこれをしますという、お金の要ることなので、目玉というか打ち上げ花火みたいなことを掲げても、それを継続していくのはなかなか大変なことだと思うんですけれども、例えば36ページ「子育てにかかる経済的負担の軽減」の取組の柱1番の「子育て支援サービスの負担の軽減」というあたりで、小学校給食無償化と中学校給食費保護者負担200円ということ、これを読んで初めて知ったんですけれども、その上に「3歳児以降の幼児教育・保育料の無償化に加え、本市独自の第3子以降の保育料原則無償化」と書いてあるんですけれども、3歳児以降も幼児教育も給食費はいるんです。保育料は確かに無償なんですけれども、第3子以降は無料ですよ、原則。でも給食費は要りますし、「その他の実費負担についても支援を検討します」と書いてあるので、さらにそういうことについても負担軽減されるように、充実されるように支援を検討されていくという意味でここに書いてあると思うんですけれども、例えば、前も言いましたけども、東京都は0歳からの保育料を無償化したと聞きま

したけれども、そんなすごいことができないにしても、京丹後市独自でこういうことをしますという施策がこの中に盛り込まれたら、もっといいなと思いました。

会 長： いろいろとご要望も出たようですし、お金の絡むことですし、東京都の例も出ましたが、この間テレビを見ていたら、多摩川を挟んで向こうは無料、こっちは何万円とかね、引っ越しも考えようかなというようなことも出てましたが。お金のいることですので、そういう範囲内でということになろうかと思えますけども、やっぱり子供を産んでみようかなと、そういう気持ちになれるような施策をいろいろと盛り込んでいって、盛り込むだけでなしに実施も、つなげていっていただけたらと思います。
他はいかがでしょうか。

委 員： 質問なんですが、28ページの3番の「子ども・若者の声を聴き、施策に活かす仕組みづくり」とあるんですけど、これどうされてるのかなっていう、例えば小学生がアンケートを書いて、書いたことが反映されてないとなった場合、何でできないんですかとか、そのフォローは今どうしてるのかと、すごく良い意見だけど、こうしたらまちが良くなると思っているのに、スルーされたとしたらどうなのかなと思って、市としてどういう感じで説明してるのか教えてください。

会 長： そのあたりどうでしょうか。

事務局： 委員ご指摘の部分、今回すごく大切にしたいと思っている部分でして、いろいろな分野で、子どもや若者の意見聴取をした上でそれを反映した計画を作りましたということはたくさんあるんですけども、その結果が子どもにとってわかりやすく返せているのかと、フィードバックできているのかというところは、今回改めて重視したいと考えている部分ですが、そこまで細かくできていないというのが現状です。ですので、せっかく聞いたからには、私たちの意見がどのように扱われて、中には反映できない、お店を建ててほしいといった意見もある中で、それをどう今後活かしていくのかといったところは、丁寧に、できないならなぜできないのかといったことも含めて返していく必要があるというのと、返し方についても、現場の先生方とも相談しながら、どういう形であれば届くのかということも相談していく必要があると思っていますので、そのあたりはこの計画策定を機に取り組んでいきたいと考えております。

会 長： これの時はニーズ調査でアンケート用紙だけでしたけれど、今回は直接対面してというようなことも、或いは直接その場で、参加した人に限りはあるんですけども、書いていただくとか、そういった思いやコミュニケーションがあつての計画ですので、そのあたりのフォローなり、こういうふうに反映されたよとかいうことが、この計画の中に「まちづくりの参画」といったこともありますし、アンケートの時ですら実現できなかったことが、私たちの言ったことを聞いてくれるのかということに繋がると思いますので、そのあたり十分大事にしていきたいと願っております。他いかがでしょうか。

委 員： 43ページの「若者の学び・仕事・暮らしを支える」のところで、移住・定住のことは書いてあるんですけども、地元に住っている人、結婚して子どもを産んでといった人にも、こういうことがありますみたいなことが何かないでしょうか。定住している人も大事にしていますというところが見えなさすぎて。京丹後市に何年かいたらお金がもらえるという制度で、結局は3年経ったらいなくなるという話を聞いたりすると、その時だけお金を出して3年いてもその後が続かなかったら結局定住していない、移住しても定住には繋がっていないことになるじゃないですか。それをどう継続して丹後にいてもらうかというのが大事なところだと思うし、丹後で育って生活して結婚して、丹後にずっといる子たちにもメリットではないですけど、若い時から、結婚した時から頑張って丹後を盛り上げようとしてくれているあなたたちにもこういうことがあるよといったことが、こういう所に、見てわかるような

盛り込みがあるとすごくいいのかなと。どうしても地元にいる子たちはないがしろではないけど、見られてないのかなと若い人たちが結構感じているので、実際にここにいる人たちにも、こういうことがあるとわかったらありがたいということがあります。

それともう一つ、「こどもまんなかのまちづくり」ということをすごく言ってるんですけども、それがたとえ一人であっても、不登校の子とか発達障害の子たちが、勉強をしたいけど学校には理由があって行けない、そういう子たちが「ぼく・わたしたちは授業は受けない」と言った時に、ネットで勉強ができるようなことを考えて欲しいと言ったら、それは自分らしく育つための方策であって、そこを叶えられるようなことができるのかどうか、たった一人のためにはできないと言うのか、でも本当に子どもが大切なら、一人がそういうことをしていれば、例えば他の行けない子にこういう方法もあるよという初めの一步になると思うので、一人でも困っているなら、他の自治体がやっていなくても、寄り添うということに着目したことがしてほしいと思います。

会 長： 二つ出ましたが、いかがでしょうか。

事務局： まず二つ目の部分、非常に大切な視点かと思います。今回「こどもまんなかのまちづくり」というのが、子どもの声を起点にしていろいろ考えていこう、しかも命ということに着目をしながら一人一人の多様性を見つめることで、それがこの「まんなかのまちづくり」につながっていくんだみたいな、そんな考え方も込めているものになりますので、そういった考え方を共通理解として持つためにも条例があると思っていますので、そのあたりは我々だけでというよりも、子どもに関わるすべての人、関係機関含めそういった意識を共有できるように、我々が先頭に立ってやっていく必要があると今改めて思ったところです。

定住の課題ということで、やはり I ターンですと、こちらへの定住がなかなか難しいという声を我々も聞いています。定住した方への支援を見える化していく、例えば奨学金の支援ということもありますので、それを見せていくことと、あとは定住に向けて、地域と関係性をどう作っていくのかということも非常に重要なファクターになってきますので、関係部署と連携しながら、そういった課題感を持って取組を進めていきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。他はいかがでしょう。

委 員： この支援なんですけども、43 ページから45 ページ「希望する未来を選び実現できる」というところで、この三つ見てまして、実際に子どもたちが未来を選んで実現しようと思ったら、社会の厳しさがわからない子がいっぱいいて、よく中学校で職場体験に来る子に、こういうことがあるよ、いいよ、楽しいよって言いながらも、社会に出ると競争だよ、こういうこともあるよ、お金の勉強もしなきゃいけないよ、男の子は女の子を守るために例えば妊娠出産でもそうです。産んだはいいけども結局お母さんがワンオペになって、どうしようもなくなって別れるとか、相談があった時には、今は昔と違うんだから男の方が協力じゃなくて一緒にするんだということをよく言うんですけども、そういう教育とか、支援ということもありますけれども、プラス厳しいことを加えてやらないと、良いときはいいんだけど、少し悪くなったら簡単に崩壊してしまう現状を見たりするので、そういう面で、私はこの4-1・2・3のところで思っているしだいです。

京丹後市に住んで、子どもたちを見て、やっぱりやさしい子どもは当然ですけども、強い、困難があっても「なにくそ」というような、私自身、子どもは、やさしいんだけど強くしようと思って、世の中競争なんだよっていうことを根底に持って指導をしています。なので、中学生と話していても「なんで勉強するんですか」なんて聞かれることも多いですけども「勉強することによって選択肢が広がるんだよ」と。「君たち高校生になって医者になりたい、弁護士になりたいとなったって成績なかったらいけないよ。夢がないんだったらとりあえず今勉強して成績残しとき」、そんなことを言って

るんですけども、厳しい反面それが未来に繋がるよと話してるんですけど。
そんな感じで、支援と同時に、お金の勉強、社会の厳しさが教えられるような、そういうことがこれに加えられるような隙間があるのかなと思っておりまして、少し脱線みたいなことだったら申し訳ないんですけども、今わたしが一番思っていることなので発言をさせていただきました。

会 長： ありがとうございます。PTAの関係もしておられるんで、お父さんお母さんのお話も常々聞かれていますし、やっぱり子どもを大事にするという、大事というのが、オブラートに包んだような、手取り足取りではなしに、将来自立していける人間を作っていくという、そういった視点も大事なことは前回も出てたと思いますけども、本当に、たくましさも兼ね備えた、そして権利も出てますけど、権利には義務がつくんだと、自由には責任が伴うんだというあたりも、精神の中で盛り込んでいくことが大事だなということも、今のお話の中から伝わってきました。

他どうでしょうか。

委 員： 基本目標3-3、40ページです。
「不登校、いじめ、生きづらさを抱える子ども・若者への支援」というところの1番ですけど、「いじめ問題への取組の徹底」ということで、项目的なことが書いてある中で、やっぱりいじめの一番の根本は乳幼児期に芽を持つてくると思うんです。その芽が、小学校に行くようになってから小学校・中学校へ向けて、いじめという形で出てくると思うんです。それでこの書いていただいている項目を見ましたら、大体、社会一般的な、共通的な感じのことばかりが明記されているような感じに私はとらせていただきました。その中で、京丹後市として、一人一人の子どもたちをまんやかに大切にするという辺りでは、乳幼児期の子どもたちという辺りの、その部分から、人権教育も通して、されたことは人にはしないというあたりのことも含めての教育というか支援ということは大切だと思うので、いじめ問題への取組というところに、そういった乳幼児期の関係の文言が入ってるというのを感じたりしました。

会 長： ありがとうございます。いじめは児童生徒から始まっていますので、児童になるまでの子どもたちについても、ということだと思います。

事務局： ありがとうございます。非常に重要な視点かと思います。
こども園等での人権教育みたいなことが盛り込めると良いのかなというイメージはさせていただいたんですけども、具体的に今思いつきませんので、内部で整理させていただきたいと思います。

会 長： 他どうでしょうか。

委 員： 大人も含めて今の子どもたちって、SNSやAIが生活の中に入り込んできて、そういう中に生きている子供たちが多いと思うんですけども、京丹後市にはすばらしい自然があって、自然を大切にする気持ちであるとか、自然を体験して京丹後市の良さを再認識するとか、そういうことは一切この中には出てこないんですけども、例えば30ページの「安心して学び、成長できる環境づくり」の中に、丹後学の充実とか、学園ごとの運営協議会の推進とか、学校教育の場でもそういうことをされてると思うんです。それから保育所とかこども園でもそういう自然体験を大事にするような保育・教育をしてるんですけども、この中にはそういう具体的な、京丹後市の自然とか体験というあたりは一切出てこないんですけども、そういうことを入れる場はないのかなと思ったのが1点と、「きょうたんごあそびDAY」をされるということで、素晴らしいのと、子どもや保護者のニーズを取り入れてこういうことをやってみようと、予算も取られてされるのは本当にありがたいことだと思うんですけども、事務局から、これをやって次に発展させていくとおっしゃったので。どちらかというとこれは小さい子向きですよ。乳児とか小学校3年生までと書いてあるので。もっと大きい子供たちが、京丹後の自然の中でわくわくしながら冒険や体験ができるような取組を、安全とかそういう保障がすごく難しいのでなかなか大変だとは思いますが、

1 歩進んでそういうこともしてもらえたらありがたいと思いました。

会 長： 本当に丹後の持つ自然の素晴らしさとかいうことは、こういう計画の中には盛り込みにくいですが、そういう場所を通じての体験があったらと思いますし、私も保護司もしてるんですけど、保護司も、作文募集の時に中学生の書いた作文に触れる機会があるんですけども、結構中学生って丹後の自然の素晴らしさを書いた子が多いですし、先ほど I ターンとか U ターンとか出てましたけども、一旦出た子が帰ってくる一つの大きな動機になるのは、こんなすばらしい体験をしたとか、こんないい思いをしたとかいうことがある子は、特にちょっと心が折れた時には丹後に帰ってみようかなとか、そういうことに繋がるとと思いますし、そういう体験等も入れられる場があったらと私も感じました。

ご質問についてはどうでしょう。何か答えられることがあったら、お願いします。

事務局： ご指摘いただきました部分については、17 ページに子どもからの意見ということで、出前講座ですけれども、まとめています。その中では京丹後市のよさを大切にしたいという声もたくさんいただいてまして、自然があって綺麗だとか、海や山があって景色が良い、また、地域との繋がりが強いからというような声をたくさんいただいております。

そういったことを小さい頃から感じてもらう機会を増やしていくということで、巡回型の遊び場と、もう一つ移動型の遊び場ということで予算化しております。それは、車両に遊具を積んで、もっと身近な地域、例えば公民館とか、公園、海など、遊び場じゃないところを遊び場に変えるような取組をしていきたいと思っています。そこでは、どちらかということこういった既存の、都会にもあるような遊び場ではなくて、自分たちで素材を用いながら作っていくとか、木材であったり竹であったり、京丹後市ならではの素材、布とかでもいいかもしれませんけれども、そういったものを積んでいって、自由に遊んでもらう機会を子どもたちに届けようという取組で考えているところです。そういったものを組み合わせながら、京丹後市のよさを小さい頃から体験していただけるような遊び場づくりに取り組んでいきたいと考えているところです。

会 長： いろいろと広がる部分も考えていただいております。
他いかがでしょうか。

委 員： 2 点あるんですが、1 点目は、今日欠席の委員ですが、前回の会議の時に次の会議をととても楽しみにしておっしゃってましたので、どの時点で欠席のご連絡があったのかわからないんですが、何かご意見を聞かれておられましたら、それも伝えていただきたいというのが一つ。

それから、やはり 1 章・3 章がすごく大事ななと思ってまして、この計画は計画だなと思いついて見せていただいております。最初に会長がおっしゃったように、計画のときには連携していても、実際の事業の時にどう連携されるのかがとても大切になってくると思っていますので、雰囲気的な意識づくりとか意識高めるとか、雰囲気づくりみたいなことで終わっているような計画もありますので、ぜひそのあたりは実際の事業でどうなっていくのかが思うところです。

会 長： ありがとうございます。本当に連携となるとこども部の部分が多いので、教育委員会との連携はすごく大事だと思いますし、場面も多いと思いますので、ぜひお願いします。
他いかがでしょうか。全体を通して。

委 員： 連携と言われて思ったんですけども、何かで、子育て世帯に対する事業主が配慮しているかという問いに対して、ほとんどしてないというアンケートを見たような気がするんですけども、京丹後市のアンケートだったような気がするんですけども、そういうあたりでは商工会との連携も、仕事をしながら子育てを充実させていくには事業主さんの理解がすごく大事だと思います。

ますので、ここにおられる方はどちらかというと、教育関係であつたり保育関係であつたり、割と理解のある方がおられて話しているわけですが、実際事業をしておられる方が、そうだなと思ってもらわないと、昔と違ってほとんどの家庭で共働きなので、子どもを大切にしていこうと思うと、そのところすごく大事だと思いました。

会 長： そうですね、37ページのところでですね。

取組の柱で「企業や職場の理解・協力の促進」、それから「男女共同参画社会の実現」とか、「家庭内での家事・育児分担の促進」とか、3・4は家庭内の部分が大きいと思いますけれども、1・2辺りは特に企業の協力が必要だと思いますし、意識として理解の方向に動いているということですね。その辺りも、市としてそういった企業も増えていきますし、子育て、子どもを大事にしていきたいと思いますというふうな、啓発なりをして機運を盛り上げていただけたらと思います。

委 員： 今の関連なんですけど、市の職員さんも毎日遅いと思うんです。

私は孫を見るような年齢ですけれども、孫のお友達のおばあちゃんから、両親とも市の職員で、「仕事で遅くまで帰ってこないから、子どもにご飯を食べさせて親の食事を用意して、日々が過ぎる」という話を聞いたり、知り合いの子どもさんがこっちへ帰ってきたいということで仕事の相談を受けて「市役所も年齢高い人も受けておられるから受けてみたら」と言ったんですけど、「いろいろ聞いてみたら本当に帰ってこれないみたいで、そんなことでは子育てができないから市役所は受けません」という話もあつたり、仕事を放って帰れるか、私も仕事をしていたのでわかりますけれども、そこからしっかりしないと、事業者にとにかくところが大変ですから子育ての人は優遇してくださいとか、早く帰るように指導してくださいって言って、計画を作った本体がずっとみんな遅い。本当にその通りなんだろうと思うんですけど、その改善もしていかないと、言葉だけの文言だけの整理だけで済んでしまう気がして、検討していただけると、ここの部長や課長だけでなくもっとトップから、やっぱりトップダウンでしっかりとそういうところができるようにしていかないと、波及していかないのかなと思いました。

会 長： 人員的なゆとりがないとなかなか難しいことだと思いますし、せざるを得ない状況になったら、責任のある方はせざるを得ない行動しかできませんので、答申のときに市長にはその旨を伝えたいと思います。

他いかがでしょうか。

2・5・6章で何かご意見ありましたらお願いします。

委 員： 63ページの「子育て世帯訪問支援事業」のところ、「ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し」というところの、「ヤングケアラーがいる家庭」というのは、これはどう見極めるんですか。

事務局： 今年度ようやく実現ができてまして、事業者も研修をしていただいて、ニーズがあつたらこれから運用ができるということで、ヤングケアラーについては今、学校調査等で把握に努めております。実際にヤングケアラー的な状況になっていて支援が必要かなという世帯も把握をしておりますので、それぞれご家庭と一緒に、まず入るということを理解していただいて、サポートプランを立てて、訪問支援員さんをお願いをして、家事なのか、下の子の育児なのかということで、具体的な、その家庭ごとに必要な支援に入っていくという事業になります。

委 員： ヤングケアラーという言葉が私にはすごく刺さってて、それが家族として協力しているのか、その思いは親と子で違ってくると思うので、でも家族として協力してもらわないと、その子がいる家庭って生きていけないというところがあつたりするのですごく難しいと思ってて。どこまでをヤングケアラーというのか、言いすぎると、家族として協力して当たり前と思っている子どもたちが、自分は特別だからこれはしなくていいんだとなるのもまた違うと思うし。このヤングケアラーという言葉が私には痛く刺さってくるのです

ごく嫌いな言葉なんですけど、確かに学校に行けないほど家庭のことをしなきゃいけないとか、自分の遊ぶ時間が全くないぐらいご飯の用意も手伝わなきゃいけないとかいうことになればまた違うとも思うんですけど、それぞれの家族によってもすごく違うと思うので、そこはすごく慎重に対応してもらいたいとすごく思っています。

事務局： ご指摘の通りそこは国もいろいろな例を挙げて慎重にと言っておりますし、ヤングケアラーと言われ始めてまだ間もないというところで職員も研修を受けながら、全国の例なんかも聞きながら慎重に思っておりますが、この計画でもありますように、まずは子どもの意見、子どもの本当の気持ちというのは、中学生ぐらいになると本人もわかっていないというのがヤングケアラーの一つの課題とも言われていますけども、なかなか家庭のことは言わないという年齢的な課題もある中では、本当に信頼関係ができてい学校先生や周りの大人が子どもの本当の気持ちに気づいて、おっしゃったようにケアをしていることが世間から見てもデメリットではないということ、まず役割として、家庭の中でやることがほとんどだと思いますので、そこはしっかりと認めてねがいつつ、本人の本来のやりたいことや将来に繋がることを我慢しなくてもいいようにという視点も、周りの大人は持ちつつということで、慎重に一つ一つのケースで判断していきたいと思っておりますが、これからというところなので、関わる職員もしっかり研修を受けながら、ヤングケアラーの理解に努めながら関わっていきたいと思っております。

会長： 受ける側が負担に思わないような、でもやっぱり支援が必要だという家庭はあるわけですので、その辺りのバランスが大事なかなと思います。
他はどうでしょうか。

委員： 第5章の54ページです。放課後こども教室の提供体制、確保方策のところ、「放課後こども教室については、令和6年度に2か所の小学校で実施しています」と明記されていますけれど、これは平成28年度から実施していたので、「令和6年度現在2か所の小学校で実施しています」と、ちょっと細かいところですけど、そのように訂正していただく方がいいかなと思います。それと、放課後の居場所づくりというあたりでは、やっぱり網野町だけ、2か所しか実施していないんですけど、児童のニーズは年々増えているという状況にありますし、下に書いてありますように、ニーズに対応できるように他町でも提供できる場ができて、どんどん他町も増えてくるといいなというささやかな願いを持っております。

会長： 後段については常々委員おっしゃっておられますが、引き続きということですし、最初の令和6年に始まったのではなしに、以前から連綿と続いているということが伝わりにくいんじゃないかということですので、表現を、またお願いします。
他いかがでしょうか。
ないようでしたら全体を通して、言い残されたとか新たな視点とかいう部分がありましたらお願いします。

委員： 先日読んだ本の中に、100年後の話がありまして、今少子化が進んでる中で、その本には、子どもは工業生産をされて、労働力確保と親の子育ての負担感を減らすというような話が載っておりました。まさに子育てなんていうのは大変難儀な事業だと思いますし、思った通りに子供が育つわけではない。それは十分わかるんですけども、それでもやっぱり子育ては人の手でやっていきたいと感想として思いました。
この計画の中で、こども部こども未来課が中心になって作成されたことは、教育委員会から独立された組織として、今まさにこども未来課が大きな注目を浴びてると思いますし、実現はしなかったですけども子どもの遊び場拠点づくりという辺りについても、随分こども部中心に取り組みになったと、大変評価されると思います。この、こども部が中心になって作られた計画がさらに具体的な中身として、各連携を深めながら体系化されたものが、具体的に実施されることは、これからの子ども、それから子育て世代、あるいは大

きい意味での京丹後市づくりに繋がっていくんではないかと思いますので、改めてエールを送りたいと思います。ありがとうございます。

会 長： 他いかがでしょうか。全体で。

委 員： 副会長が言われた本日欠席の委員からありましたか。

事務局： 委員からは特段ご意見としていただいていることは今のところないんですけれども、今回の内容も共有しながらご意見ありませんかということで、別途させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長： お願いいたします。他はどうでしょうか。特にないようでしたら、審議は以上で終わりたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

事務局： 皆さんありがとうございました。
それでは、次第４その他ということで、今後の日程について事務局から説明をさせていただきます。

事務局： 審議会の今後の日程ということで、日程調整の表を配付させていただきました。９月２９日火曜日、３０日水曜日、１０月２日金曜日のいずれかで、答申前の最後の審議会をさせていただきたいと思いますので、皆さんご予定の確認をよろしくお願いします。
なお、答申につきましては１０月６日に現在予定をしているところです。
非常にタイトなスケジュールで申し訳ないですが、ご協力を引き続きよろしくお願いします。

<閉会>

事務局： お帰りの際に、スケジュールの方チェックしていただいてお返しいただければと思います。
それでは、閉会にあたりまして味田副会長からごあいさつをいただきます。
よろしくお願いします。

副会長： 本日も皆さん熱心に、いろいろな方面からご議論をいただきましてありがとうございました。繰り返しになりますが、計画はできたところがスタートだと思っておりますので、これがどういうふうに事業に反映されていくのかといったところも、この審議会で見守っていく立場なのかなと思っております。引き続きタイトなスケジュールではありますが、よろしくお願いいたします。本日はどうもお疲れ様でした。